

中小企業経営改善計画策定緊急支援事業補助金交付要綱

令和4年4月1日
商工観光労働部商工政策課

(趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等の経営安定化を図るため、予算で定めるところにより、事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県内に主たる事業所を有する事業者であって、国が実施する「経営改善計画策定支援事業（「通常枠」に限る。）」又は「早期経営改善計画策定支援事業」を利用し、経営改善計画又は早期経営改善計画を策定するものであること。
- (2) 宮崎県中小企業融資制度の融資対象業種を営む者であること。
- (3) 県税に滞納がないこと。ただし、経営改善計画を策定する事業者であって、計画に県税の納付に関する内容が含まれる見込みがある場合は、この限りでない。
- (4) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (5) 事業者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (6) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 この補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、下表のとおりとする。

補助対象経費	補助率		補助限度額
経営改善計画策定に要する経費	宮崎県信用保証協会の補助制度を利用する場合	6分の1以内	20万円
	上記以外の場合	3分の1以内	40万円
早期経営改善計画策定に要する経費	3分の1以内		10万円

(申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 宮崎県中小企業活性化協議会が発行する「経営改善計画策定支援事業利用申請受理通知書」又は「早期経営改善計画策定支援事業利用申請受理通知書」の写し
- (2) 宮崎県中小企業活性化協議会に提出した申請者概要書の写し
- (3) 履歴事項全部証明書又は事業所が県内に存することを証する書類の写し
- (4) 第2条第3号に係る納税証明書(県税に滞納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (5) 第2条第4号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第3号)
- (6) 誓約書(別記様式第4号)

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業(第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。)の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の20パーセント以内の増減とする。

(計画変更・中止又は廃止の承認)

第8条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき 変更承認申請書(別記様式第5号)
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき 補助事業遂行困難等報告書(別記様式第6号)及び補助事業の遂行状況を記載した書類

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払により交付する。

2 補助事業者は、この補助金を請求しようとするときは、補助金精算払請求書(別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月10日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支決算書(別記様式第2号)
- (3) 宮崎県中小企業活性化協議会が発行する経営改善計画策定費用支払通知書又は早期経営改善計画策定費用支払通知書の写し
- (4) 宮崎県信用保証協会が発行する補助金交付における承諾通知書の写し
- (5) 経営革新等支援機関への費用の支払いを証する書面の写し
- (6) 経営改善計画書のうち県税の納付に関する箇所の写し(補助金等交付申請書に第2条第3号に係る納税証明書を添付していない場合のみ)

(書類の提出部数)

第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る中小企業経営改善計画策定緊急支援事業補助金に適用する。